

情報・システム研究機構国立遺伝学研究所放射線障害予防規程

2004（平成16）年9月21日制定

2006（平成18）年6月8日一部改正

2009（平成21）年3月31日一部改正

2010（平成22）年9月14日一部改正

2011（平成23）年6月23日一部改正

（趣旨）

第1条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「防止法」という。）に基づき、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所（以下「研究所」という。）における放射性同位元素及び放射線性同位元素によって汚染されたもの（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱い及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「放射線作業」とは、放射性同位元素等の使用、保管、運搬、廃棄の作業をいう。
- 二 「業務従事者」とは、放射性同位元素等の取扱い、管理若しくはこれに付随する業務に従事するため管理区域内に立ち入る者で、第13条に規定する登録者名簿に登録された者をいう。
- 三 「放射線施設」とは、放射線・アイソトープセンター（以下「センター」という。）の施設のうち、防止法の定めるところにより文部科学大臣の許可を受けた使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設であって、第15条に規定する施設をいう。
- 四 「管理区域」とは、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第1条に定める場所として第16条に規定する区域をいう。

（適用範囲）

第3条 この規程は、研究所の管理区域に立ち入る全ての者に適用する。

（組織）

第4条 所長は、研究所における放射線障害の防止に関し統括する。

- 2 センターの長（以下「センター長」という。）は、所長の命を受け、研究所における放射線障害の防止に努めるものとする。
- 3 研究所における放射線障害の防止に関する安全管理組織は、別表第1のとおりとする。

（放射線安全委員会）

第5条 研究所に放射線安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は所長の諮問に応じ次の事項について調査・審議する。
 - 一 放射線障害の防止に関する規程の制定及び改廃に関すること。
 - 二 放射線障害の防止上重要な計画作成に関すること。
 - 三 異常及び事故の原因調査に関すること。

四 その他放射線障害の防止に関する重要事項に関すること。

3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 放射線取扱主任者

二 安全管理責任者

三 放射線施設責任者

四 管理区域責任者

五 管理部長

六 その他所長が指名する者、若干名

4 第3項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 委員会に委員長を置き、所長が指名する。

6 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

7 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

8 委員会に関する庶務は、研究推進課において処理する。

(放射線取扱主任者等の選任)

第6条 放射線障害の防止について監督を行わせるため防止法第34条の規定に基づき、研究所に放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を置く。

2 主任者は、第1種放射線取扱主任者の資格を有する研究所の職員のうちから、1人以上を所長が選任する。

3 所長は、主任者が旅行、病気その他の事故によりその職務を行うことができない場合には、その職務を代行させるため、第1種放射線取扱主任者の資格を有する職員のうちから主任者の代理を選任しなければならない。

(主任者の業務)

第7条 主任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 放射線障害の防止に関する規則の制定及び改廃の立案に関すること。

二 放射線障害の防止上重要な計画作成の企画に関すること。

三 法令に基づく申請、届出、報告の審査に関すること。

四 立入検査時の立会いに関すること。

五 異常及び事故の原因調査への参加に関すること。

六 所長に対する意見の具申に関すること。

七 使用状況及び施設、帳簿、書類等の監査に関すること。

八 委員会の開催の要求に関すること。

九 その他放射線障害の防止に関する重要事項に関すること。

十 放射線取扱主任者として選任された者は、定期講習を受講しなければならない。

(安全管理責任者)

第8条 放射線管理に関する業務を掌理させるため、安全管理責任者を置く。

- 2 安全管理責任者は、センター長がセンターに所属する研究教育職員又はセンター以外の研究教育職員のうちから指名する。

(安全管理担当者)

第9条 センターに安全管理担当者を置く。

- 2 安全管理担当者は、技術課職員のうちからセンター長が指名する。
- 3 安全管理担当者は、次の業務を行う。
 - 一 放射線施設の使用及び保守等の管理（会計課に属する業務を除く。）に関すること。
 - 二 放射線施設、管理区域に関する放射線の量及び表面汚染密度の測定に関すること。
 - 三 管理区域内に立ち入る者の放射線被ばく、放射線汚染等の管理に関すること。
 - 四 放射性同位元素等の受入、払出し、使用、保管、運搬及び廃棄の管理に関すること。
 - 五 放射線測定機器の保守、管理に関すること。
 - 六 業務従事者に対する教育及び訓練計画の立案及びその実施に関すること。
 - 七 業務従事者に対する健康診断計画の立案及びその実施に関すること。
 - 八 前7号に関する記録の作成と保管に関すること。
 - 九 放射線作業の安全に係る技術的業務に関すること。
 - 十 関係法令に基づく定期検査の申請、届出等の事務手続きに関すること。

(放射線施設責任者)

第10条 放射線施設ごとに放射線施設責任者を置く。

- 2 放射線施設責任者は、別表第2の施設で使用する教員を充てる。
- 3 放射線施設責任者は、当該放射線施設における管理業務を掌理する。

(管理区域責任者)

第11条 管理区域ごとに担当区域を決め管理区域責任者を置く。

- 2 管理区域責任者は、各放射線施設の放射線施設責任者が指名する。
- 3 管理区域責任者は、担当管理区域において放射線障害の防止のための必要な措置を行うとともに、管理区域に立ち入る者に対し主任者、安全管理責任者及び放射線施設責任者（以下「主任者等」という。）が放射線障害の防止のため行う指示等を遵守するよう徹底させなければならない。

(取扱責任者)

第12条 管理区域責任者は、放射線作業ごとに第13条に規定する業務従事者として登録された者のうちから取扱責任者を定めなければならない。

- 2 取扱責任者は、業務従事者に対し放射性同位元素等の取扱いについて適切な指示を与えるとともに、使用、保管、運搬及び廃棄に関する記帳を行い、放射線施設責任者及び管理区域責任者を通じて安全管理責任者に報告しなければならない。

(業務従事者の登録)

第13条 業務従事者は、所定の登録者名簿に登録された者でなければならない。

- 2 前項の登録をしようとする者は、あらかじめ所属する研究部門の教授又は研究施設の長（以下

「所属研究部門の教授等」という。)の同意を得た上、主任者のもとに所定様式により申請しなければならない。

- 3 前項の申請をした者は、速やかに第27条に規定する教育及び訓練を受けるとともに、第28条に規定する健康診断を受診しなければならない。
- 4 主任者は、前項の教育及び訓練を受け、健康診断を受診した者のうちから、当該施設の放射線施設責任者の承認を得た者とする。
- 5 前項の登録は、登録した事業年度内に限り効力を有する。
- 6 登録を更新しようとする者は、あらかじめ所属研究部門の教授等の同意を得た上で、当該事業年度の末日までに主任者のもとに登録の更新を申請しなければならない。
- 7 主任者は、前項の申請があったときは、第3項に規定する健康診断等を完了している者に限り、当該放射線施設責任者の承認を得て登録の更新をするものとする。
- 8 主任者は、第4項及び第7項により登録し業務従事者となった者の氏名を所属研究部門の教授等、センター長及び所長に通知するものとする。
- 9 主任者は、登録した者に放射性同位元素等業務従事者手帳（以下「手帳」という。）を交付しこれに必要事項を記入させるものとする。
- 10 業務従事者は、放射性同位元素等を取り扱うときは、手帳を携行することを原則とし、求めに応じこれをセンター長、主任者、安全管理責任者、放射線施設責任者又は管理区域責任者に提示するものとする。

（見学者等一時立入者）

第14条 見学等のために管理区域内に一時的に立ち入る者は、一時立入者としてセンター長の承認を得るとともに、その指示に従わなければならない。

（放射線施設）

第15条 研究所における放射線施設は、別表第1に掲げるとおりとする。

- 2 放射線施設を新設又は改廃しようとするときは、当該放射線施設の放射線施設責任者（新設については、当該予定施設に責任を有する教授（研究施設の長含む。）とする。以下同じ。）は、センター長及び主任者を通じて所長の承認を受けなければならない。
- 3 所長は、前項の承認に当たっては、必要に応じ委員会に諮るものとする。

（管理区域）

第16条 研究所における管理区域は、別表第2に示すとおりとする。

- 2 主任者は、新たに管理区域を設定又は改廃しようとするときは、センター長及び当該放射線施設責任者と協議の上、所長に申し出なければならない。
- 3 管理区域責任者は、次に掲げる者以外を当該管理区域内に立ち入らせてはならない。
 - 一 業務従事者として第13条に基づき登録された者
 - 二 見学者等で一時立ち入り者としてセンター長が承認した者
- 4 管理区域内に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - 一 定められた出入口から出入りすること。
 - 二 管理区域内に立ち入る際は、所定の手続きをしてから立ち入ること。

- 三 個人被ばく線量計を指定された位置に装着すること。
 - 四 管理区域内において飲食、化粧、喫煙を行わないこと。
 - 五 主任者等が放射線障害を防止するために行う指示、その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。
- 5 密封されていない放射性同位元素を取扱う管理区域内に立ち入る者は、前項のほか次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 専用の作業衣、作業靴、その他必要な防護具等を着用し、かつ、これらを着用してみだりに管理区域の外に出ないこと。
 - 二 放射性同位元素を体内に摂取したとき、又はその恐れがあるときは、ただちに放射線施設責任者に連絡し、その指示に従うこと。
 - 三 退出する時は、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出された場合は、放射線施設責任者に連絡するとともに、ただちに除染のための措置を執ることとし、汚染除去が困難な場合は、主任者に連絡し、その指示に従うこと。
- 6 放射線施設責任者は、管理区域の入口の見やすい場所に管理区域取扱いに係る注意事項を掲示し、管理区域内に立ち入る者に遵守させなければならない。

(巡視点検)

- 第17条 センター長、安全管理責任者、放射線施設責任者及び安全管理者（以下「センター長等」という。）は、定期的に放射線施設の巡視点検を行わなければならない。
- 2 センター長等は、前項の点検の結果、異常を認めるときは、修理等必要な措置を講ずるとともに、直ちにその旨を主任者に報告しなければならない。

(定期点検)

- 第18条 センター長等は、別表第4に定める項目及び頻度について定期的に点検を行わなければならない。
- 2 センター長等は前項の点検の結果、異常を認めるときは、修理等必要な措置を講じなければならない。
- 3 センター長等は、それぞれ点検を終えたときは、その結果を相互に通知しなければならない。
- 4 安全管理責任者は、第1項の点検を終えたとき又は前項の通知を受けたときは、自ら実施した結果並びにセンター長、放射線施設責任者及び安全管理者に係る結果を取りまとめて主任者を通じて所長に報告しなければならない。

(修理等)

- 第19条 センター長等は、それぞれ所管する施設、設備、機器等について、修理、改造、除染等を行うときは、相互に協議の上、その実施計画を作成し、主任者及び所長の承認を受けなければならない。ただし、保安上特に影響が軽微と認められるものについてはこの限りではない。
- 2 所長は、前項の承認に当たっては、必要に応じその安全性、安全対策等について委員会に諮るものとする。
- 3 センター長等は、第1項の修理、改造、除染等を終えたときは、その結果について主任者を通じて所長に報告しなければならない。

(非密封放射性同位元素の使用)

第20条 業務従事者は、密封されていない放射性同位元素（以下「非密封放射性同位元素」という。）を使用する場合には、主任者等の指示に従い、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 非密封放射性同位元素は所定の放射線施設において使用し、許可使用数量を超えないこと。
- 二 放射線施設は、常に整理し、不必要な器具、計器類を持ちこまないこと。
- 三 実験操作は、原則としてフード内で行い、直接皮膚粘膜に放射性同位元素を付着させないようにすること。
- 四 身体各部作業衣等の汚染の有無を必要に応じて検査し、汚染を発見したときは、直ちに除去、脱衣などの処置を行うこと。
- 五 排気設備が正常に作動していることを確認すること。
- 六 吸収材、受皿の使用等汚染の防止に必要な措置を講ずること。
- 七 遮へい壁その他遮へい物により適切な遮へいを行うこと。
- 八 かん子により線源との間に十分な距離を設けること。
- 九 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
- 十 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度を超えているものは、みだりに作業室から持ち出さないこと。
- 十一 器具、資料又は生物等を放射線施設から持ち出すときは、汚染の有無を検査し、表面の放射性同位元素の密度が表面密度の十分の一以下であることを確認すること。
- 十二 放射線施設を退出しようとするときは、身体各部、作業衣、作業靴等の汚染の有無を検査し、表面の放射性同位元素の密度が表面密度の十分の一以下であることを確認すること。
- 十三 誤って身体及び施設等に大量の汚染を生じ、又は生じた疑いがあるときは直ちに主任者に報告すること。
- 十四 非密封放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合は、容器及び使用場所に所定の標識を付け、必要に応じて柵等を設け、注意事項を明示する等事故発生の防止措置を講ずること。

(密封放射性同位元素の使用)

第21条 業務従事者は、密封された放射性同位元素（以下「密封放射性同位元素」という。）を使用する場合には、主任者等の指示に従い、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 使用に際して放射線測定器により密閉状態が正常であることを確認すること。
 - 二 放射線施設は、常に整理し、不必要な器具、計器類を持ちこまないこと。
 - 三 遮へい壁その他遮へい物により適切な遮へいを行うこと。
 - 四 遠隔操作室、かん子により適切な遮へいを行うこと。
 - 五 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
 - 六 放射線照射装置に装備された線源を使用する場合は、線源を放射線照射装置に固定したままで使用すること。
 - 七 インターロックを設置している場合は、使用前にインターロックが正常に作動することを確認するとともに、立入りを禁止している区域に人がいないことを確認すること。
- 2 安全管理責任者は、放射線照射装置に装備された放射性同位元素の種類、数量を見やすい場所

に掲げ、変更のつど速やかに書き替えなければならない。

(詰替)

第22条 業務従事者は、放射性同位元素等の詰替を行う場合には主任者等の指示に従うこととし、当該詰替は非密封放射性同位元素の放射線施設で行うとともに、汚染の広がりを防止するための処置を執らなければならない。

(貯蔵、保管)

第23条 業務従事者は、放射性同位元素等の貯蔵又は保管に当たっては、主任者等の指示に従い次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 放射性同位元素は、所定の容器に入れ、所定の貯蔵室又は貯蔵箱（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。
 - 二 貯蔵施設には、その貯蔵能力を超える放射性同位元素を貯蔵しないこと。
 - 三 その日の放射性同位元素の使用が終了したときは、必ず所定の貯蔵施設に保管し、その出入口の扉に施錠しておくこと。ただし、これが困難な場合には、主任者の許可を得て、放射線施設の所定の場所に保管することができることとするが、種類及び数量を明示し標識をつけること。
 - 四 非密封放射性同位元素を貯蔵施設に保管する場合は、容器の転倒、破損等を考慮し、吸収剤、受皿を使用する等貯蔵施設内に汚染が拡大しないような措置を講ずること。
 - 五 貯蔵施設から放射性同位元素を持ち出すときは、所定の用紙に持出日時、持出者、種類、数量等を記入すること。
 - 六 放射性同位元素を研究所以外に持ち出す場合及び研究所外から持ち込む場合は、主任者の許可を得ること。
- 2 放射線施設責任者は、放射線同位元素を保管中の貯蔵箱をみだりに持ち運ぶことがないようにするための措置を講じるものとする。
- 3 安全管理責任者は、定期的に各放射線施設の保管量を調査把握するものとする。
- 4 安全管理責任者は、貯蔵施設の見やすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示するものとする。

(運搬)

第24条 業務従事者は、管理区域において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、主任者等の指示に従うとともに、危険物との混載禁止、転倒、転落等の防止、被ばくの防止、その他保安上必要な措置を講じなければならない。

- 2 業務従事者は、管理区域を除く研究所内において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、主任者等の指示に従うとともに、次に掲げる事項を遵守し、あらかじめ放射線施設責任者の承認を受けて行わなければならない。
- 一 放射性同位元素等を収納した輸送容器は、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により亀裂、破損等が生ずる恐れがないように措置すること。
 - 二 表面汚染密度については、搬出物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度の十分の一を超えないようにすること。

- 三 線量率については、搬出物の表面において2ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、搬出物の表面から1メートル離れた位置において100マイクロシーベルト毎時を超えないよう措置すること。
 - 四 車両で運搬する場合は、当該車両を徐行させること。
 - 五 車両及び輸送容器表面に所定の標識をつけること。
- 3 業務従事者は、研究所外において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、主任者等の指示に従うとともに、主任者、センター長及び所長の承認を受け、関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

(廃棄)

第25条 業務従事者は、非密封放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを廃棄するときは、使用記録、廃棄物票等の記録を行うとともに、主任者等の指示に従い次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 固体状の放射性廃棄物は、不燃性、難燃性及び可燃性に区別し、それぞれの専用の廃棄物容器に封入し、保管廃棄室に保管廃棄すること。
- 二 液体状の放射性廃棄物は、所定の放射能レベルに分類し、保管廃棄又は排水設備により排水口における排水中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下とし排水すること。
- 三 気体状の放射性廃棄物は、排気設備により排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下とし排気すること。
- 四 放射線有機廃液を廃棄する場合は、専用の廃棄物容器に封入し、保管廃棄室に保管廃棄すること。
- 五 放射性同位元素を用いた汚染動物は、凍結後乾燥処理装置で処理を行い、密封した袋に入れて所定の容器に廃棄すること。

2 不用な密封放射性同位元素又は前項により保管廃棄した廃棄物は廃棄業者に引き渡すこと。

(測定)

第26条 安全管理責任者は、安全管理にかかる放射線測定器が常に正常な機能を維持するように保持しなければならない。

- 2 安全管理責任者は、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を、放射線障害の恐れがある場所について測定し、その結果を評価するとともに記録しなければならない。
- 3 放射線の量の測定は、実効線量について放射線測定器を使用して行わなければならない。
- 4 非密封放射性同位元素の取扱い施設の測定は、次の各号に従い行わなければならない。
 - 一 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、管理区域境界及び研究所の境界について実施すること。
 - 二 放射性同位元素による汚染の状況の測定は、作業室、廃棄作業室、汚染検査室、排気設備の排気口、排水設備の排水口及び管理区域境界について実施すること。
 - 三 測定は、1月を超えない期間ごとに1回実施すること。ただし、排気口又は排水口における測定は、排気又は排水のつど実施すること。
- 5 密封放射性同位元素を装備した放射線照射装置の取扱い施設の測定は、次の各号に従い行わなければならない。

- 一 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、管理区域境界及び研究所の境界について実施すること。
 - 二 測定は、6月を超えない期間ごとに1回実施すること。
- 6 安全管理責任者は前4項の測定結果を次の各号に掲げる項目について記録し、5年間保存しなければならない。
- 一 測定場所
 - 二 測定日時
 - 三 測定をした者の氏名
 - 四 放射線測定器の種類及び形式
 - 五 測定方法
 - 六 測定結果
 - 七 測定条件
 - 八 測定結果に基づいて実施した措置の概要
- 7 安全管理責任者は、管理区域内に立入る者に対して適切な放射線測定器を着装させ、次の各号に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。
- 一 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量について行うこと。
 - 二 測定は、胸部（女子にあつては腹部ただし、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意志のない旨を書面で申し出た者を除く。）について、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。
 - 三 前号のほか頭部及び頸部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大腿部から成る部分のうち、外部被ばくが最大となる恐れのある部分が、胸部及び上腕部から成る部分（腹部を測定する女子にあつては腹部及び大腿部から成る部分）以外の部分である場合は当該部分についても行うこと。
 - 四 身体部分のうち外部被ばくが最大となる恐れのある部位が、頭部、頸部、胸部、上腕部、腹部及び大腿部以外である場合は、第2号及び第3号のほか当該部分に付いても行うこと。
 - 五 放射性同位元素を誤って体内に摂取した場合又はその恐れのある場所に立ち入る者は、内部被ばくについても測定を行う。
 - 六 測定は、管理区域内に立入る者について、管理区域内に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、一時立入者としてセンター長が承認した者については、外部被ばくの実効線量が100マイクロシーベルトを超える恐れがあるとき及び内部被ばくの実効線量100マイクロシーベルトを超える恐れがあるときに行うこととする。
- 8 安全管理責任者は、前項の測定の結果を次の項目について記録しなければならない。
- 一 測定対象者の氏名
 - 二 測定をした者の氏名
 - 三 放射線測定器の種類及び形式
 - 四 測定方法
 - 五 測定部分及び測定結果
- 9 前項の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする3月間並びに4月1日を始期とする1年間（本人の申出等による本人が妊娠中である女子にあつては

毎月1日を始期とする1月間)について、当該期間ごとに集計し記録すること。

10 第8項の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し、次の項目について記録すること。

- 一 算定年月日
- 二 対象者の氏名
- 三 算定をした者の氏名
- 四 算定対象期間
- 五 実効線量
- 六 等価線量及び組織名

11 前項の算定は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする3月間並びに4月1日を始期とする1年間(本人の申出等による本人が妊娠中である女子にあつては毎月1日を始期とする1月間)について、当該期間ごとに行い記録すること。

12 第10項の実効線量の算定の結果4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間は当該1年間を含む5年間の累積実効線量を当該期間について、毎年度集計し、次の項目を記録する。

- ア 集計年月日
- イ 対象者の氏名
- ウ 集計した者の氏名
- エ 集計対象期間
- オ 累積実効線量

13 前6項の記録は、安全管理責任者が永久に保存するとともに、記録のつど対象者に対しその写しを交付するものとする。

(教育及び訓練)

第27条 センター長は、業務従事者として管理区域内に立ち入る者に対し本規程の周知を図るほか、放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。

2 前項の規定による教育及び訓練は、次の各号の定めるところによる。

一 実施時期は、次のとおりとする。

- ア 業務従事者として登録する前
- イ 業務従事者として登録後は、1年を超えない期間ごと

二 前号アについては、次に掲げる項目及び時間数を、イについては、項目を実施する。

- | | |
|------------------|-------|
| ア 放射線の人体に与える影響 | 30分以上 |
| イ 放射性同位元素等の安全取扱い | 4時間以上 |
| ウ 放射線障害の防止に関する法令 | 1時間以上 |
| エ 本規程 | 30分以上 |

3 前項第2号に掲げる実施項目の全部又は一部に関して十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、前項の規定にかかわらず、当該項目についての教育及び訓練を省略することができる。

4 安全管理責任者は、次の各号に従い各年度ごとに教育及び訓練の実施結果を記録し、5年間保存しなければならない。

- 一 実施年月日及び項目

二 教育及び訓練を受けた者の氏名

5 センター長は、管理区域内に一時的に立ち入る者を一時立入者として承認する場合は、当該立入者に対して放射線障害を防止するために必要な教育を実施しなければならない。

(健康診断)

第28条 安全管理責任者は、業務従事者として管理区域内に立ち入る者に対して次の各号に定めるところにより健康診断を実施しなければならない。

一 実施時期は、次のとおりとすること。

ア 業務従事者として登録する前

イ 管理区域に立ち入った後6月(第4号イ及びウについては3月)を超えない期間ごと

二 健康診断は、問診及び検査又は検診とすること。

三 問診は、放射線の被ばく歴及びその状況について行うこと。

四 検査又は検診は、次の部位及び項目について行うこと。

ア 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率

イ 皮膚

ウ 眼

2 安全管理責任者は、業務従事者が次の一に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、遅滞なくその者について健康診断を実施しなければならない。

一 放射性同位元素を誤って体内に摂取した場合。

二 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合。

三 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され又は汚染された恐れがある場合。

四 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし又は被ばくした恐れがある場合。

3 安全管理責任者は、次の各号に従い健康診断の結果を記録しなければならない。

一 実施年月日

二 対象者の氏名

三 健康診断を実施した医師名

四 健康診断の結果

五 健康診断の結果に基づいて講じた措置

4 安全管理責任者は、健康診断の結果を実施のつど本人に通知するとともに、その記録を永久に保存するものとする。

(記帳及び保存)

第29条 安全管理責任者は、使用、保管、運搬、廃棄及び施設の点検に係る記録を行う帳簿を放射線施設ごとに備え、取扱責任者に記帳させなければならない。

2 前項の帳簿に記載すべき項目は次の各号のとおりとする。

一 使用

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射性同位元素の使用年月日、目的、方法及び場所

ウ 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名

二 保管

- ア 放射性同位元素の種類及び数量
- イ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
- ウ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

三 運搬

- ア 研究所の外における放射性同位元素の運搬の年月日、方法
- イ 荷受け人又は荷送り人、運搬を委託された者及び運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

四 廃棄

- ア 放射性同位元素の種類及び数量
- イ 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法及び場所
- ウ 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名

五 施設の点検

- ア 点検の実施年月日
- イ 点検結果及びこれに伴う措置の内容
- ウ 点検を行った者の氏名

六 受入れ・払出し

- ア 放射性同位元素の種類及び数量
- イ 放射性同位元素の受入れ、払出しの年月日、及びその相手方の氏名又は名称
- ウ 放射線同位元素の受入れ、払出しに従事する者の氏名

- 3 第1項に規定する帳簿は、主任者の監査を受け、毎年3月31日に取りまとめたうえ、安全管理責任者が5年間保存しなければならない。又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に帳簿を閉鎖する。

(保管状況の調査)

第30条 安全管理担当者は、毎年1回以上、所管する放射性同位元素の保管量及び保管の状況について調査を行い、各種毎の保管量及び保管の状況を取りまとめ、実施した調査結果を安全管理責任者に報告しなければならない。

(定期報告)

第31条 安全管理担当者は、毎年4月1日からその翌年の3月31日までの期間について放射線管理状況報告書を作成し、センター長及び主任者を通じて所長に報告しなければならない。

- 2 所長は、前項の本報告書を当該期間の経過後3月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

(特定放射性同位元素に係る報告)

第32条 特定放射性同位元素に係る以下の行為を行った場合、行為を行ってから15日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。また、年度末に所有している特定放射性同位元素に係る報告を翌年度6月末日までに行わなければならない。

- ・ 輸入、受入れ又は払出し、廃棄

2 前項の報告を行った特定放射性同位元素の内容を変更した場合、15日以内に報告をしなければならない。

(放射線障害を受けた者等に対する処置)

第33条 所長は、業務従事者が放射線障害を受けた場合又は放射線障害を受けた恐れがある場合にあつては、健康診断の結果、主任者及び所属研究部門の教授等の意見を徴し、その程度に応じ取扱い時間の短縮、取扱いの制限等の必要な措置を執らなければならない。

2 主任者は、過度の放射線障害を受けた者が生じた場合は、その原因を調査し、所長及びセンター長に報告するとともに適当な措置を執らなければならない。

3 所長は、管理区域内に一時的に立ち入った者が、放射線障害を受けた場合又は放射線障害を受けた恐れがある場合にあつては、直ちに健康診断を受けさせる等必要な措置を執らなければならない。

(地震等の災害時における措置)

第34条 地震、火災、その他の災害が発生した場合は、別に定める災害等への対応に関する規程等に基づき対応しなければならない。

2 センター長等は、前項の通報を受けた場合及び震度4以上の地震が発生した場合は、別表4に定める項目について点検を行い、センター長が、その結果を主任者を通じて所長に報告しなければならない。

(危険時の措置)

第35条 放射性同位元素等に関し、盗難、所在不明その他の事故が発生した場合又は天災火災、その他の災害により放射線障害が発生し又は発生のおそれがある場合には、発見者は速やかに主任者に通報しなければならない。

2 主任者は、前項の通報を受けた場合には、直ちに所長及びセンター長に報告するとともに、必要に応じ警察署又は消防署に通報し、放射線障害を防止するため避難勧告隔離、汚染の除去等の措置を執らなければならない。

3 所長は、前項の報告を受けた場合には、速やかに機構長及び文部科学大臣に届け出なければならない。

(事故の報告)

第36条 所長は、次に掲げる事態が生じたときは、速やかにその状況及び発生後講じた措置について機構長に報告しなければならない。

- 一 放射性同位元素等の盗難又は所在不明が生じた場合。
- 二 放射性同位元素等が異常に漏えいした場合。
- 三 管理区域に立ち入った者が異常に被ばくした場合又は異常に被ばくした恐れがある場合。
- 四 放射線障害が発生した場合。

(必要な措置の要請)

第37条 主任者は、業務従事者が法令又はこの規程に著しく違反し若しくはその恐れがあると判

断される場合には、所長、センター長、当該放射線施設管理者及び所属研究部門の教授等に報告するものとする。

- 2 所長は、前項の報告を受け必要があると認めたときは、当該業務従事者に関する放射性同位元素等の取扱いの制限又は中止その他必要な措置を執るものとする。
- 3 主任者は、管理区域内において放射線障害の生ずる恐れがあると認めたときは、所長、センター長及び当該放射線施設責任者に報告するものとする。
- 4 所長は、前項の報告を受け必要があると認めたときは、管理区域内への立入禁止閉鎖等必要な措置を執るものとする。

(雑則)

第38条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、2004（平成16）年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2006（平成18）年6月8日から適用する。

附 則

この規程は、2008（平成20）年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2010（平成22）年9月14日から適用する。

附 則

この規程は、2011（平成23）年6月23日から適用する。